

【要約】国籍法施行後に朝鮮人父から認知された子の平和条約発効後の国籍

大阪大学教授 野村美明（のむらよしあき）

詳細は、法律時報別冊『私法判例リマックス』35号 130-133頁 2005年7月を参照して下さい。

最高裁第二小法廷平成16年7月8日判決 上告棄却（平成12年（行ヒ）第149号、国籍確認請求事件）民集58巻5号1328頁、家月57巻3号104頁

本判決は、日本人母の子として出生し日本国籍を取得し、国籍法施行後に朝鮮人父から認知された子は、平和条約の発効によっても日本国籍を失うことはないとした。

最高裁は、共通法3条が、(ア)認知による地域籍の得喪を、日本人の子が認知によって外国の国籍を取得したときは日本の国籍を失うという旧国籍法23条の規定に準じて定めていたこと、および(イ)新国籍法が自己の意思に基づかない身分行為によって日本国籍を失うという法制は採用せず、旧国籍法23条の規定も廃止したことから、国籍法施行日以降においてされた親の一方的な意思表示による認知は、もはや地域籍の得喪の原因とはならなくなると結論する。

しかし、そもそも共通法3条を単に地域籍の得喪を定める規定にとらえず、入家・去家という家制度に基づいた規定と理解すれば、この規定は、国籍法の施行を待つことなく、憲法24条に反するものとして効力を失う（憲法98条参照）はずである。問題の本質は、戦争終結後も観念的に存続を認められた共通法上の地域籍の得喪を基準として、個人の意思に関係なく日本国籍の喪失を生じさせるという不合理性にあるのであるから、国籍法の施行によって身分行為による国籍変動制度が具体的に廃止される時点まで待たなくとも、日本国憲法の施行によって、共通法三条の規定は観念的に効力を失うと考えたい。